

練習問題（5）

1. （多岐選択式）自衛官護国神社合祀事件の判決として正しいものを選んでください。
- A) 丸刈りを強制しても教育指導上の裁量逸脱ではない
 - B) 他者の信教の自由を害する恐れがある場合、精神的苦痛に対しての損害賠償は認められない
 - C) 被害者が個人であっても、「法人ないし権利能力のない社団、財団」であっても法律上の効果は同一である
 - D) 政治献金のための特別会費の徴収は無効である

解説 正解は B)。他の選択肢は誤り。

2. （多岐選択式）日本国憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。この権利を何というか
- A) 思想・良心の自由
 - B) 財産権
 - C) 選挙権および被選挙権
 - D) 幸福追求権

解説 正解は D)。幸福追求権が正しい。

3. （空所補充・短答）（ ）の判決では、「自然人たる国民と同様」の「政治的行為をなす自由」を会社に認めた。

解説 正解は「八幡製鉄政治献金事件」

4. （空所補充・短答）（ ）の判決では、政治献金のための特別会費の徴収は会の目的範囲外の行為であり無効であるとした。

解説 正解は「南九州税理士会政治献金事件」

5. (正誤問題) 以下の命題の正誤を判断し、その理由を述べなさい。

マクリーン事件判決は、「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でない」と解されるものを除き、その保障が及ぶ」としている。この観点からすれば、外国人に地方参政権を付与することは違憲である。

解説 誤答。地方参政権は「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動」とはみなされない。